（第５号様式別紙１）

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

１　京都府移住支援事業に関する報告及び立入調査について、京都府及び市（町村）から求められた場合には、それに応じます。

２　過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していない。

　　ただし、移住支援金を全額返還した場合又は過去の申請時に未成年世帯員だった者が、18歳に達し、かつ、当該申請の日から5年を経過している場合を除く。

３　以下の場合には、京都府移住支援事業・マッチング支援事業実施要領に基づき移住支援金の全額又は半額を返還します。

（１）移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（２）移住支援金の申請日から３年未満に市（町村）以外の市区町村に転出した場合：全額

（３）京都府移住支援事業・マッチング支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額

（４）移住支援金の申請日から３年以上５年以内に市（町村）以外の市区町村に転出した場合：半額

（就業の場合のみ）

（５）移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

４　移住支援金の支給を受けた後に実施される市（町村）確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

　※　報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしませんが、担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。